

ぼんす 農業委員会だより

No. 22 2016年3月発行

編集/発行 本別町農業委員会

会長 山西 輝美

本別町北2丁目4番地1 TEL22-8125

新年度を前に

本別町農業委員会会長

山西 輝美



委員会だよりの発行にあたり、ご挨拶申し上げます。農業者の皆様には、日頃より農業委員会の取り組みに対しまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年は、TPP交渉の大筋合意があり、セーフガード等の一定の影響緩和策も導入されますが、日本農業の将来にとって重大な転換点となり、国内農業への打撃を抑え切れるのかは不透明です。

他には農業委員会法が改正され、農業委員の選出方法が公選制から市町村長による任命制に改められ、議会や農協・共済組合等の農業団体からの推薦も廃止となりました。農業委員会の所掌に属する事項に関して、利害関係を有しない者を一名以上含むことや、意欲のある女性や青年などを積極的に登用するた

めの措置として「委員の年齢、性別などに著しい偏りが生じない様に配慮しなければならぬ」と配慮規定が設けられました。平成29年7月の改選に向けて、委員の定数等の内容を委員会と町とで協議し、今年の12月議会に向け条例化する必要があります。また、平成28年4月1日より、北海道農業会議の組織の在り方が変わります。

昨年の本別町の農業におきましては、天候に恵まれ、作物の成育はもちろん、農作業が順調に進み、小麦をはじめ、全ての作物が質・量共に優れ、皆様の努力の甲斐もありまして、近年類のない豊稔の出来秋となりました。酪農・畜産においても、適度の気温で推移し乳牛等のダメージも少なく、乳量の増加や乳価、個体販売も高値で推移し、前年を遙かに上回る状況となりました。

農業委員会は今後も、優良農地を守り有効利用や農地集団化の推進、担い手への集積などを積極的に進めていきます。

最後になりますが、昨年同様天候に恵まれ、災害等なく豊稔の出来秋を迎えられますよう祈念申し上げます。

農地を転用する際は、農業委員会で手続きを！

農地を転用する場合には農地法の許可が必要です。ですが、許可を受けずに行われる「違反転用」が後を絶ちません。農業者をはじめ、開発などに携わる人も農地転用許可制度を正しく理解し、法令を順守してください。

農地転用許可制度の目的

食料の安定供給基盤である優良農地の確保と、農業以外の土地利用との調整を図り、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導することを目的として設けられています。

農地転用とは

農地を住宅や工場等の建物敷地、資材置場、駐車場、道水路、山林など農地以外の用地に転換することです。なお、一時的に資材置場や砂利採取場などに利用する場合も転用になります。

農地を転用して住宅などを建設する場合、農地法の他に農振法や都市計画法などの他法令により規制される場合もあります。この場合は、他法令らの許可を得なければ農地転用の許可は下りません。



資材置場にした



建設残土の捨て場にした



農業用施設を建てた



太陽光発電施設を建てた

農業委員の 選任制について

「農業委員会等に関する一部改正の法律」が、今年の8月28日に成立し9月4日に公布されました。本年の4月1日から施行され、来年7月の改選後から、新法による委員会構成となります。今までとの違いを説明します。

【主な変更点】

- ① 公選制が廃止され、市町村長による任命制へ（ただし、議会による同意が必要）
- ② 原則として過半数を認定農業者とする
- ③ 農業者以外の人で、利害関係のない者を1人以上入れる
- ④ 青年や女性も積極的に登用する
- ⑤ 農業委員の定数は、委員会を機動的に開催できるように、現行の半分程度とする（農地利用最適化推進委員を置かないところは現行どおり）

以上の5点です。



農地利用最適化

推進委員とは

推進委員は、主に自らの担当区域において、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動を行います。

また、次のいずれかを満たす市町村は、推進委員を配置しなくてもよいことになっています。（配置しない市町村は、現行どおり農業委員がその任を果たします）

【推進委員を配置しなくてよい市町村の要件】

- ① 遊休農地化がほとんどなく、担い手への農地集積がかなり進んでいて、次のいずれも満たす市町村

- ・ 遊休農地率1%以下
- ・ 担い手への農地集積率70%以上

- ② 農業委員会の設置が義務付けられていない市町村（区域内の農地面積が800ha未満の市町村）

本別町は、この条件の①に該当するため、推進委員を配置する必要はありません。

足寄町農業委員会参考事例

平成27年9月4日の農業委員会法の改正を受け、本年4月に改選期を迎える足寄町農業委員会は、4月1日から新法による委員会構成となります。そのため、平成27年9月から関連条例の制定等に取り組みました。

【取り組みの主な経過等】

- ① 9月28日 道研修会において農林水産省より改正法の説明を受ける
- ② 10月8日 農業委員会会長・会長代理・事務局長で

方向性の確認等を協議

- ③ 10月26日 農業委員会総会で委員定数案等を協議し委員定数を12人とする
- ④ 11月6日 町長・副町長・

総務課長・農業委員会会長
で対応協議

- ⑤ 12月1日 議会「全員協議会」にて「足寄町農業委員会の委員の定数に関する条例」提案について説明

例公布

- ⑥ 12月10日 定例町議会で改正条例可決、翌11日

例公布

- ⑦ 12月14日 会長・会長代理・事務局長で、選任地区

の区域や公募方法について協議

- ⑧ 12月22日 「委員選任に関する規定」公布、委員の募

集は町内全域からの推薦や一般募集、インターネットでの周知等を行うことを定める

- ⑨ 1月7日～2月9日

推薦公募期間

なお、委員の選任方法は、候補者評価委員会において評価を行い、町長が議会の同意を得て任命します。

本別町は、来年7月が改選期です。それまでに、足寄町のように農業委員会が中心になって、新たな関係条例等を定める必要があります。

本別町賃借料情報

平成21年の農地法改正により、標準小作料は廃止され、農地法第52条の規定に基づき農業委員会が農地の賃借料情報を提供することとなっています。

農業経営基盤強化促進法で賃借され公告した本別町の賃借料をお知らせします。

H27年1月～12月に公告した賃借料水準

(畑:10aあたり)

地区名	土地の種類別	金額	データ数
町内全域	普通畑	5,200円	1筆
	採草・放牧地	3,100円	4筆

※件数がそれぞれ1件のため、地区別ではなく町内全体で提供します。

農地を賃貸借する際は 農業委員会で手続きを！

農地を賃貸借する際、農地法3条又は基盤強化促進法、農地中間管理事業の手続きが必要です。このいずれかの手続きがされていない農地は、補助金等の対象にならない場合があります。そうならないためにも、農地法を順守しきちんと申請し許可を得てください。

農業委員会 Tel 22-8125

農業委員会活動報告

農地部会・振興部会

合同管外研修

(平成27年11月26日～27日)

北海道農業公社

公社の川上浩司課長より

「農地中間管理事業」の実施状況等の説明を受けた。同事業は、農地中間管理機構（公社）が農地を長期間貸し付けする事業。平成26年度より実施されており、出し手には協力が支払われる。受け手は登録制で、年2回（5月から9月に）応募できる。登録の有効期間が一年間のため毎年の応募が必要とのこと。（農協の営農設計資料の中に応募用紙を同封してあります）



公社の松田敏晃課長(左)と川上浩司課長(右)



農業を取り巻く現状等について研修を受ける委員の皆さん（札幌市にて）

北海道農業会議

農業会議の佐藤匡紀部長より、昨年の法改正について説明を受けた。農業委員は選挙ではなく任命制となり、委員数半減、新たに農地利用最適化推進委員（賃貸、売買担当）を設ける内容となっている。

しかし、北海道の実情には即しないため、検討が必要とのこと。

また、平成28年4月から、北海道農業会議が「農業委員会ネットワーク機構農業会議」へと変わる。

（最新情報はこの広報誌2ページに掲載）

北海道農業研究センター

センターの概要と最新の研究について、情報広報課の石川枝津子氏に説明を受けた。その後、大規模IT農業プロジェクトリーダーの村上則幸氏より、実際にトラクターに装備されている国産の農業用AG・R・ID ERというGPSシステムとステアリングシステムの説明を受けた。現在販売されているシステムの半額程で導入できるようである。



トラクターに装備されたGPSシステム(左)と農研機構の村上則幸氏(右)



全道農業委員会

活動強化研修会

1月13日、札幌において北海道大学大学院准教授の東山寛氏の「T・P・P大筋合意」について講演を受けた。

昨年10月5日の「大筋合意」に基づく国内対策先行の動きは不可解で、疑問点がある。「大筋合意」についても、まだ国会で十分な議論がされていないばかりか、その内容が十分に明らかになっていないと言いが、その内容が十分に難しいのに対策予算を組むこと自体、国会軽視である。

「重要5品目」の扱いも、牛肉や豚肉の関税撤廃率が高いなど、「関税を残した」と言うが、事実上の関税撤廃ではないか。少なくとも、現時点で私たちが言えるの



北大大学院准教授 東山寛氏

は、その内容や影響額が明確でないままでの「国会批准」には反対だということだ。

『男性の背中を』

「そっと」ひと押し』
8月25日に、陸別町で十勝東部地区研修会があり、「池田町縁結びプロジェクト」について研修した。特筆すべき点は、カップリングパーティー形式ではなく、原則1対1の「お見合い形式」だということ。プロフィールカードを用いた登録制で、興味のある女性の中から会ってみたい人を選ぶというシステム。

縁結びコーディネーターの江藤由美子氏と農業委員会事務局が窓口となり、きめ細やかなアフターフォローにつとめることで安心感が増すそう。「シャイな男性の背中を“そっと”ひと押しする」という言葉が印象的だった。



縁結びコーディネーター 江藤由美子氏(右)



Q: 農業者年金には税制面で何かメリットはありますか？

A ● お支払いいただいた保険料は全額社会保険料
● 控除の対象になるので税金が安くなります！

加入者が支払った保険料は、納税申告の際、その**全額が社会保険料控除の対象**となりますので、**所得税・住民税が節税**になります。

節税額は適用される税率や保険料額によって差がありますが、支払った保険料の15%以上になります。

また、保険料などの年金資産は農業者年金基金が運用していますが、その**運用収益は非課税**です。

さらに、将来受け取る農業者年金は、**公的年金等控除の対象**となり、65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が120万円までは非課税です。

つまり、公的年金として入口から出口まで税制面の優遇措置が付いています。

保険料支払いによる節税効果(所得税・住民税)試算

税率	加入者の支払った保険料が			
	月額1万円 (年額12万円) の場合	月額2万円 (年額24万円) の場合	月額5万円 (年額60万円) の場合	月額6.7万円 (年額80.4万円) の場合
15%	1万8千円	3万6千円	9万円	12万1千円
20%	2万4千円	4万8千円	12万円	16万1千円
30%	3万6千円	7万2千円	18万円	24万1千円

(注) 保険料支払後も保険料支払前と適用される税率に変更がないものとして試算しています。

奥様などご家族の方の保険料を、ご主人が自身の保険料と併せて支払った場合も、そのすべての保険料額がご主人の社会保険料控除の対象になります。



農業者年金には、①国民年金の第1号被保険者で、②年間60日以上農業に従事する、③60歳未満の方ならどなたでも加入できます。

※39歳までに加入すれば、政策支援を受けることも可能です。

**農業者年金への加入、相談等については
JA本別町か農業委員会へお問い合わせください。
農業委員会 TEL 22-8125**

編集後記

3月11日で5年が経過する東日本大震災。道路等生活インフラの整備や個人の住居環境、漁港の修復等といった経済基盤の整備、更に福島原発の廃炉作業、海の汚染防止、汚染物の保管場所等、課題が山積しています。月日が経ち過ぎたのか、マスクはあまり取り上げなくなり、私も含め、世間の関心が薄らいできています。

一方、「お・も・て・な・し」の東京オリンピックは国立競技場問題、エンブレム問題、ここに至り招致時の賄賂疑惑と問題が次々と露呈し「東京」が色あせてしまいました。

経済効果の為のオリンピックも大事ですが、復興を特に優先してもらい、東北地方の方々と一緒に日本選手を応援したいものです。復興がなければどこか応援に力が入らないかもしれません。